

第
4599
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 29日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 非上場株式等の納税猶予制度の見直し要望

Q：非上場株式にかかる相続税の納税猶予制度の見直し要望が出されているようですが、どのような内容なのですか？

A：次のような要望が出されています。

【解説】

経済産業省は、平成25年度の税制改正事項として、非上場株式にかかる相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直しを要望しています。概要は、次のとおりです。

- ①後継者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める。
- ②先代経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める。
- ③相続、贈与時の従業員数の8割以上を5年間毎年確保しなければならない要件について、5年間平均で8割以上確保しなければならない要件に改める。また、5年間で一度でも8割を下回った場合には、その時点で納税猶予が打ち切れ、猶予税額を全額一括納付しなければならないことについて、5年間平均で8割を下回った場合に、その下回った割合に応じた税額を納付しなければならないこととする。
- ④後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、5年経過時点で納税を免除することとする。
- ⑤会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

